訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和６年度診療報酬改定により、医療法人仁木会　訪問看護ステーションクレインは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師が、オンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い訪問看護を提供いたします。

これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

※令和７年４月１日から、訪問看護医療ＤＸ情報活用加算 ５０円／月を算定

これに関係する施設基準は以下の通りです。

（１）訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第５号）第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

（２）健康保険法第３条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

（３）医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

（４）（３）掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

令和７年４月１日

医療法人仁木会

訪問看護ステーションクレイン